

東金市教育委員会会議録

令和2年10月（定例会）

1 日 時 令和2年10月20日（火） 午後1時40分開会

2 場 所 東金市役所 5階大会議室

3 招 集 者 東金市教育委員会 教育長 飯田 秀一

4 議 題 議決事項

第1号議案 東金市教育委員会教育功労者の決定について

報告事項

- 1 東金市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 2 専決した事項の報告について
行事の後援の承認
- 3 教育委員会事務に係る点検・評価報告書について
- 4 東金文化会館の指定管理者の候補者について
- 5 東金アリーナ外3スポーツ施設の指定管理者の候補者について
- 6 諸報告

5 教育長及び出席委員

教育長	飯田 秀一
委 員（教育長職務代理者）	鈴木 正明
委 員	石田 絢子
委 員	山下 美紀
委 員	石川 貢彦

6 出席職員

教育部長	石渡 淳一	教育総務課長	鈴木 健太郎
学校教育課長	上之藺 和朗	生涯学習課長	岩瀬 保雄
スポーツ振興課長	佐久間 英郎	中央公民館長	廣瀬 惣一
東金図書館長	片岡 一徳	教育総務課主幹	飯塚 好男
教育総務課庶務係長	川崎 一郎	教育総務課主査	小山 和哉

◎開 会

午後１時４０分、飯田教育長より開会が宣告された。

◎日程第１ 会議録署名委員の指名

飯田教育長より鈴木委員を指名した。

◎日程第２ 令和２年８月２０日開催の会議報告

飯田教育長より令和２年８月２０日開催の東金市教育委員会定例会の会議録について意見を求めた。

全員異議なし

◎日程第３ 令和２年９月２４日開催の会議報告

飯田教育長より令和２年９月２４日開催の東金市教育委員会定例会の会議録について意見を求めた。

全員異議なし

◎日程第４ 議件

飯田教育長より、第１号議案については、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある事件に該当することから非公開とする提案があった。

採決の結果、全員賛成であったため、東金市教育委員会会議規則第１２条ただし書の規定により第１号議案は非公開とされた。

○第１号議案 東金市教育委員会教育功労者の決定について

飯田教育長より東金市教育委員会教育功労者の決定について事務局に説明を求めた。

教育総務課長より東金市教育委員会教育功労者の決定について説明した。

<説明概要>

本件は、教育委員会事務局及び学校から推薦された者のうちから東金市教育委員会表彰規程に基づく東金市教育委員会教育功労者を決定することについて審議をお願いするもの。

全員一致で原案どおり可決した。

◎日程第5 報告

○1 東金市教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

報告1は教育長職務代理者の指名についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと定められております。

これまで職務代理者を務められておりました戸田俊雄委員は9月30日をもって委員の任期を満了し、退任されました。

これに伴いまして、新たに職務代理者を指名する必要性が生じたことから、令和2年10月1日付けで鈴木正明委員を職務代理者として指名いたしましたので、ここで御報告させていただきます。

○2 専決した事項の報告について

行事の後援の承認

教育総務課長

専決した行事の後援の承認について資料に沿って説明した。

○3 教育委員会事務に係る点検・評価報告書について

教育総務課長

この報告書の趣旨や概要を含めまして、御報告させていただきます。

お手元には、別冊として配布させていただきました令和2年度の点検・評価報告書と記載された冊子の1頁をお願いいたします。

まず、最初に、この報告書の趣旨について御説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項は、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと定めております。このため、東金市教育委員会におきましても、この第26条第1項の規定による報告書を作成し、議会に提出、そして公表する必要があるございます。

お手元の冊子は、この法定の報告書を作成するに当たりまして、原案として事務局で作成したもので、委員の皆様方に御覧いただきまして、修正の御指示等をいただきたく、配布させていただいたものです。

委員の方々から御意見をいただくに当たりまして、この報告書の概要を、この第1章から第3章までの順に沿って御説明させていただきます。

この報告書は、3章で構成されておりまして、第1章として点検・評価の対象及び方法、第2章として教育委員会の諸活動、第3章として重点施策ごとの取組状況がそれぞれの内容となっております。

第1章でございます。この報告書における点検・評価の対象、方法について記載されております。お手元は、原案の6頁の2東金市教育振興基本計画の施策体系をお開きください。まず、点検・評価の対象となる事務についてですが、東金市教育振興基本計画のなかで掲げられた合計27の重点施策の区分ごとに定められた、合計86の重点事業を対象としております。

お開きいただいた6頁の表には、左から順に基本方針、基本目標、重点施策の項目がとられております。今申しました27の重点施策が、この表の一番右の重点施策になります。

しかしながら、ここでは、27の重点施策までの記載であり、86の重点事業までは記載されておられません。ですので、重点事業の具体例として、表の右上、重点施策1－（1）確かな学力の育成で重点事業を確認したいと思います。

8頁中ほどを御覧ください。取組（事業展開）の欄に記載された1一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな教育の推進から5放課後子ども教室の開催までが、この重点事業に該当するものです。この取組（事業展開）の合計が86であり、この報告書における点検・評価の対象となっている事業ということになります。

次に、点検・評価の方法につきましては、原案の1頁やや下に記載のとおり、重点施策ごとに取組内容を評価し、定めた目標（値）の達成状況を明確にする、今後の課題等に対する取組について検討するというものです。

原案の第1章では、これら点検・評価の趣旨、対象、方法について記載しております。

また、報告書作成の根拠につきまして、法律の条文の抜粋を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

次に第2章についてです。第2章は、教育委員会の諸活動と題しまして、令和元年度の委員の活動実績をまとめております。実績のうち、教育委員会会議における議決事項につきましては、ここに平成30年度の実績は記載されておませんが、令和元年度を比較しますと、人事案件は14件から8件に6件の減であったものの、条例・規則関係は3件から14件、その他は8件から1

4件と、それぞれ増となっております。これらは、昨年度、消費税等の増税に伴う条例改正があったこと、会計年度任用職員制度の導入に伴う規則等の改廃があったこと等によるものです。

5頁を御覧ください。こちらは、令和元年度の委員の方々の研修・行事への参加をまとめたものです。同じく平成30年度と令和元年度を比較いたしますと、まず、学校訪問が行われなくなりました。また、昨年の台風の影響で東金市民体育祭等が、新型コロナウイルス感染拡大予防のため2020東金・九十九里波乗りハーフマラソンと東金市教育委員会児童・生徒表彰式が中止となっております。

お進みいただきまして、第3章でございます。恐れ入りますが、6頁をもう一度お開きください。

この第3章は、ここにありますように東金市教育振興基本計画の基本方針である3つの柱、学校教育・家庭教育の柱、生涯学習・歴史文化の柱、スポーツ振興の柱の区分、さらには、基本目標、重点施策、重点事業まで、この教育振興基本計画との整合に配慮したかたちで体系付けられております。

この点につきましては、8頁を御覧いただきますと、まず基本方針、そして基本目標が記載されており、続いて、重点施策、教育振興基本計画でいうところの重点事業である取組（事業展開）として記載されていることから御確認いただけます。

この第3章につきましては、分量の関係や内容が昨年と大きく変わらないことから重点施策ごとの説明は割愛させていただきますが、基本方針である学校教育・家庭教育の柱の下に14重点施策、47事業、生涯学習・歴史文化の柱の下に7重点施策、39事業、スポーツ振興の柱の下に5重点施策、13事業が展開され、これらについて、実績や評価、課題をまとめたものでございます。

最後に、今後の流れについて御説明させていただきます。11月上旬を目安としまして、委員の方々からの御指示等をこの原案に反映いたします。

また、これと並行しまして、学識経験者の方々からこの原案について御意見をいただきます。学識経験者の方々から御指摘いただいた事項については可能な限り原案に反映させることとしております。

その後、今度は会議における議件としまして、これらの手続を経たものを報告書の案としまして11月の定例会でお諮りさせて

いただきます。

そして、議決をいただいたものを、法律第26条第1項の規定によりまして、第4回定例会の市議会において市議会議員の方々に配布するとともに、ホームページで公表する予定でございます。

御説明が長くなってしまいましたが以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○4 東金文化会館の指定管理者の候補者について

生涯学習課長

東金文化会館の指定管理者の候補者について、御報告をさせていただきます。

資料の31頁をお願いいたします。東金文化会館は、本市の施設として、昭和62年7月に開設して以来、大勢の方に御利用いただき、地域文化の振興、また住民福祉増進の役割を担ってきたところでございます。

施設の管理・運営につきましては、平成15年の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が始まり、本施設はこの制度が導入されております。

現在の指定管理者である公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団は、制度導入後の平成18年度より指定管理者として業務に携わり、今期の指定管理期間である平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間においても、東金文化会館の管理運営を行います。

そのような中、今期の指定管理期間がまもなく終了することから、次期の令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間について、新たに指定管理者の候補者を選定することとなり、選定業務を進めて参りました。

次期指定管理者を指定するに当たり、予算の確保が必要であることから、6月の市議会において、4指定管理料でお示してございますように、5年間の指定管理料の限度額を債務負担行為として設定し、承認いただきました。単年度当たり1億3090万円でございます。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、当課で示した案を、副市長、各部長等で組織する東金市指定管理者選定審査会におきまして御審議いただき、公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団を候補者として選定するまで、4回の審査会が開催されております。

これまでの審査会の内容でございますが、1回目は、次期指定管理者の候補者を選定するに当たり、指定期間や基本方針等の決定が行われました。

2回目は、次期指定管理者の候補者を公募するか、非公募とするかが審議され、委員の方々から様々な御意見をいただきましたが、結果としましては、現在の公益財団法人の実績、また老朽化している施設を管理運営する上で専門知識を有するベテランの職員が必要であるなどの理由から、非公募で進めさせていただくこととなりました。

3回目は、公益財団法人が次期も指定管理者を継続したい場合は、次期指定管理期間である5年間の事業計画及び収支計画等を作成いただき、この内容を市が審査いたします。このため、これらの審査を行うための仕様書や申請書類の様式、審査基準などを委員の方々にお諮りいたしました。

審査会におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する予防策の記述の追加や審査基準における採点方法など、様々な御指摘をいただき、他の自治体の状況なども調査をしながら、修正作業を重ね、委員の方々に御了解いただいたものでございます。

その後、5選定までのスケジュールに記載のとおり、公益財団法人より申請書等提出受付期間内の9月9日に申請書の提出があり、これを受け、申請内容の評価を行いました。

10月5日の4回目の審査会では、この評価結果を報告させていただき、6の選定理由のとおり、申請書類について、事業計画、事業提案、収支予算等を審査基準に基づいて総合的に評価した結果、公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団が次期指定管理者として適正であると判断され、候補者として選定されたものでございます。

理由といたしましては、東金文化会館の設置目的である地域文化の振興と住民の福祉の増進の実現に向けて、様々な文化事業等を市とともに進めていく姿勢、利用者の安全確保、また管理する施設が市の防災拠点であることへの対応等が表記された計画が立案されており、当該財団を指定管理者とすることが最も適切であると判断できる計画であったことによるものでございます。

今後の予定でございますが、12月の市議会において、公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団を東金文化会館の指定管理者の候補者として議案を提案し、御承認をお願いするものでござい

ます。そして、市議会でお認めいただきましたら、来年1月に公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団と協定を締結し、令和3年4月より改めて、指定管理者として施設の管理運営を行っていただく予定でございます。

以上、簡単ではございますが御報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○5 東金アリーナ外3スポーツ施設の指定管理者の候補者について

スポーツ振興課長 現在、東金アリーナ外3スポーツ施設の管理運営につきましては、平成28年4月1日から令和3年3月31日の5年間を指定期間といたしまして、公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団を指定しているところでございますが、今年度末をもちまして、指定期間の満了となりますことから、この度、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを指定期間といたしまして、新たに指定管理者の候補者の選定に当たったところでございます。

候補者の選定に当たりましては、副市長をトップに庁内の部長職による東金市指定管理者選定審査会による審査を経ておりますが、ここでは、まず、公募か、非公募かということが大きなテーマでありました。

このような中で、当財団のこれまでの指定管理における実績が最大限考慮されまして、非公募と決定されました。

特に、今期における施設の利用人数の増加という点や様々なスポーツイベント、自主事業等による本市スポーツ振興への寄与という点につきましては、私どもスポーツ振興課といたしましても、高い評価をしているところでございます。

また、今期の指定期間中には、次期の指定期間に向けて重要となる事項、キーワードとなる事項が2点ございました。

1点目は、平成30年度に策定をいたしました東金市スポーツ推進計画でございます。するスポーツ、みるスポーツ、ささえるスポーツ、これらを推進していく上では、東金市と当財団が強く連携することが最も有効であると考えております。

2点目は、近年、心配をされております災害時への対応でございます。特に昨年の台風、豪雨時における東金アリーナの役割は、単にスポーツ施設としてだけではなく、災害時の救援活動の拠点といたしましても大きな位置付けであることが明らかになりました。

さらに、候補者の選定に当たりましては、当財団から示されました次期指定期間における事業計画や収支計画についての評価による判定も行われております。

これらにつきましても、先ほど申し上げました東金市スポーツ推進計画の実現に向けて、様々なスポーツ事業等を市と共に進めていく姿勢、利用者の安全確保への意識、また、市の防災拠点施設としての対応等、いずれも高い評価でありましたことから、当財団を指定管理者の候補者とするのが最も適切であると判断されたところでございます。

なお、本件につきましては、１２月の市議会におきまして、東金文化会館と共に、指定管理者の指定といたしまして、議案として提案される予定でございます。

○ 6 諸報告

- (1) 飯田教育長 教育長行事予定（１０月・１１月）について、資料に沿って説明した。
- (2) 教育部長 令和元年度一般会計及び特別会計の決算審査の日程等について、説明した。
- (3) 教育総務課長 石川委員が令和２年１０月１日付けで東金市民生委員推薦会委員と東金市子ども・子育て会議委員に就任された旨を報告した。
- (4) 学校教育課長 コロナ禍における学校行事の状況について、学校教育課行事計画（１０月・１１月）に沿って説明した。
また、長欠不登校の状況について、資料に沿って説明した。
- (5) 生涯学習課長 生涯学習課行事計画（１０月・１１月）について、資料に沿って説明した。
- (6) スポーツ振興課長 スポーツ振興課行事計画（１０月・１１月）について、資料に沿って説明した。

東金市民体育祭の中止について改めて報告した。また、令和３年度以降の東金市民体育祭の開催方法の検討状況について報告した。

９月に開催されたスポーツ大会の結果について、資料に沿って

説明した。

- (7) 中央公民館長 公民館行事計画（１０月・１１月）について、資料に沿って説明した。

また、中央公民館の貸出し状況等について説明した。

- (8) 東金図書館長 図書館行事計画（１０月・１１月）について、資料に沿って説明した。

また、本のリサイクルの状況等について説明した。

◎閉 会

午後３時４０分、飯田教育長より閉会が宣告された。